

株主総会参考書類

第1号議案 取締役14名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員が任期満了となりますので、取締役14名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当(他の法人等の代表状況)	所有する当行株式の数
1	ティエリー ホルテ (昭和32年6月28日生)	昭和54年9月 モルガン・スタンレー入社 平成3年1月 同社マネージングディレクター 平成7年9月 モルガン・スタンレー・ジャパン社長 平成15年11月 当行執行役員副会長 平成16年6月 当行取締役代表執行役員副会長 平成17年6月 当行取締役代表執行役社長(現任)	普通株式 485,549株
2	すぎやま じゅん じ 杉山淳二 (昭和21年4月15日生)	昭和45年5月 株式会社三和銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 平成8年6月 同行取締役 平成11年6月 同行常務執行役員 平成13年4月 株式会社UFJホールディングス(現株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ) 常務執行役員 平成14年1月 同社専務執行役員 平成14年4月 株式会社アプラス顧問 平成14年6月 同社代表取締役社長 平成17年6月 当行取締役代表執行役員副会長 平成18年6月 当行取締役代表執行役会長(現任) 平成19年3月 株式会社アプラス取締役会長(現任)	0株
3	マイケル J. ホスキン (昭和20年9月23日生)	昭和45年9月 スタンフォード大学助教授 昭和53年9月 同大学教授 平成元年1月 大統領経済諮問委員会委員長 平成5年9月 スタンフォード大学フーパー研究所T.M.フリードマン経済学教授上級研究員(現任) 平成6年4月 オラクル・コーポレーション取締役(現任) 平成8年1月 エクソン・コーポレーション(現エクソン・モービル・コーポレーション) 取締役(現任) 平成11年6月 ホーダーフォン・グループ 取締役(現任) 平成12年3月 当行取締役(現任)	普通株式 105,783株

番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当（他 の 法 人 等 の 代 表 状 況 ）	所有する当 行株式の数
4	エミリオ ホンティン (昭和9年10月1日生)	昭和33年10月 カンタンテール銀行入行 昭和52年10月 同行最高経営責任者 昭和61年12月 同行会長 平成11年4月 バンコ・カンタンテール・セントラル・イスパノ会長（現任） 平成12年4月 当行取締役（現任） 平成15年7月 カンタンテールグループ会長（現任）	0株
5	J. クリストファー フラワース (昭和32年10月27日生)	昭和54年3月 コールドマン・サクス社入社 昭和63年12月 同社パートナー 平成8年10月 エンスターグループ取締役（現任） 平成12年3月 当行取締役（現任） 平成14年11月 J. C. フラワース 社会長（現任） 平成17年12月 N I B C 銀行スーパーバイザリーボードメンバー（現任） 平成18年6月 フォックス・ビット・ケルトン社取締役（現任） 平成18年10月 H S H / ルド銀行スーパーバイザリーボードメンバー（現任）	普通株式 92,670,463株
6	伊藤 侑徳 (昭和11年3月8日生)	昭和37年4月 日本輸出入銀行（現国際協力銀行）入行 平成3年6月 同行理事 平成7年4月 三菱商事株式会社顧問 平成14年4月 帝京大学経済学部教授 平成15年1月 A O C ホールディングス株式会社監査役 平成18年7月 N P O 法人全国社外取締役ネットワークシニア・フェロー（現任） 平成19年3月 株式会社 C E A Japan 代表取締役社長（現任）	普通株式 3,000株
7	か 児 滋 (昭和18年9月20日生)	昭和41年4月 日本銀行入行 平成4年5月 東京金融先物取引所常任監事 平成8年5月 日本銀行文書局長 平成11年5月 東京証券取引所常務理事 平成14年4月 日本電気株式会社顧問 平成16年6月 当行取締役（現任） 平成18年4月 横浜商科大学教授（現任）	0株

番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当（他 の法人等の代表状況）	所有する当 行株式の数
8	フレッド H. ランクハマー (昭和19年1月13日生)	昭和45年9月 トットウェルジャパン株式会社輸入部門ゼネラルマネージャー 昭和50年1月 エステイローカー・ジャパン社長 昭和60年9月 エステイローカー株式会社最高執行責任者 平成7年9月 同社社長兼最高執行責任者 平成12年1月 同社社長兼最高経営責任者 平成16年7月 同社海外事業専属会長（現任） 平成17年1月 ウォルト・ディズニー社取締役（現任） 平成17年6月 当行取締役（現任） 平成18年1月 アメリカン・インターナショナル・グループ 取締役（現任）	0株
9	榎 原 稔 (昭和5年1月12日生)	昭和31年3月 三菱商事株式会社入社 昭和62年6月 米国三菱商事会社社長 平成4年6月 三菱商事株式会社取締役社長 平成10年4月 同社取締役会長 平成12年3月 当行取締役（現任） 平成12年5月 社団法人日本経済団体連合会副会長 平成16年6月 三菱商事株式会社相談役（現任） 平成16年9月 米IBM社取締役（現任）	0株
10	なが しま やす はる 長 島 安 治 (大正15年6月22日生)	昭和28年4月 弁護士登録 昭和36年1月 長島・大野法律事務所（現長島・大野・常松法律事務所）パートナー 平成9年1月 同事務所顧問（現任） 平成15年4月 東京大学法科大学院運営諮問委員会委員（現任） 平成16年6月 当行取締役（現任）	0株

番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当（他 の 法 人 等 の 代 表 状 況 ）	所有する当 行株式の数
11	ル シ オ A . ノ ト (昭和13年4月24日生)	昭和37年6月 モービル・コーポレーション入社 平成6年3月 同社会長兼最高経営責任者 平成7年2月 米IBM社取締役（現任） 平成10年1月 アルトリア・グループ 取締役（現任） 平成11年12月 エクソン・モービル・コーポレーション副会長 平成13年3月 ミッド・ストリーム・パートナーズ マネージング・パートナー（現任） 平成13年5月 ユナイテッド・オート・グループ 取締役（現任） 平成17年6月 当行取締役（現任） 平成18年2月 コマーシャル・インターナショナル銀行取締役（現任）	普通株式 23,238株
12	お 小 川 のぶ あき 信 明 (昭和14年3月13日生)	昭和43年4月 弁護士登録 昭和45年8月 小川法律事務所（現小川・友野法律事務所）パートナー（現任） 平成4年4月 東京弁護士会副会長 平成8年4月 日本弁護士連合会事務総長 平成10年11月 当行監査役 平成12年3月 当行取締役（現任）	0株
13	たか 高 はし ひろ ゆき 橋 弘 幸 (昭和12年3月1日生)	昭和34年4月 三井物産株式会社入社 平成8年6月 同社代表取締役常務取締役人事部長 平成9年6月 同社監査役 平成12年6月 同社顧問 平成12年10月 社団法人日本監査役協会専務理事兼事務局長 平成17年10月 同協会理事 平成18年6月 当行取締役（現任） 平成18年6月 松下電器産業株式会社監査役（現任）	0株
14	ジ ョ ン S . ワ ス ワ ー ス Jr. (昭和14年9月12日生)	昭和38年8月 ファースト・ホーストン・コーポレーション入社 昭和53年10月 モルガン・スタンレー入社 昭和62年3月 モルガン・スタンレー・ジャパン社長 平成4年1月 モルガン・スタンレー・アジアリミテッド 会長 平成13年2月 モルガン・スタンレー アト・バ・インテリジェクチャー（現任） 平成13年8月 マニトウ・ベンチャー パートナー（現任） 平成17年5月 シーユアン・ベンチャー会長（現任） 平成17年6月 当行取締役（現任）	普通株式 20,000株

(注) 1. 現に当行の取締役である候補者の当行における担当（委員会）については事業報告(23ページ)に記載しております。

2. 候補者と当行との特別の利害関係について

- (1) 当行は J. クリストファー フラワーズ 氏がジェネラル・パートナーをつとめる投資組合を通じて実質的に支配している NIBC Bank N. V. に対して融資コミットメントの設定を行っています。
- (2) 当行は J. クリストファー フラワーズ 氏がジェネラル・パートナーをつとめる投資組合を通じて実質的に支配している NIBC Bank Ltd. (NIBC Bank N.V. のシンガポール現地法人) に対して融資を行っています。
- (3) 当行は J. クリストファー フラワーズ 氏が代表をつとめる J. C. フラワーズ 社が設立、運営する J. C. Flowers II L. P. に対して出資を行っています。

その他の取締役と当行の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

3. (1) マイケル J. ホスキン、エリオ ボティン、伊藤侑徳、可児滋、フレッド H. ラングハマー、榎原稔、長島安治、ルイ A. ノ、小川信明、高橋弘幸、ジョン S. マスワース Jr. の各氏は社外取締役候補者であります。
- (2) なお、取締役候補者中社外取締役候補者ではないティエリー ボルテ、杉山淳二、J. クリストファー フラワーズ の各氏のうち J. クリストファー フラワーズ 氏は、いかなる地位もしくは資格に基づいても、当行の業務の執行を行いあるいは常務に従事する予定はありません。

4. 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者の選任理由について

- ① マイケル J. ホスキン氏につきましては、経済学の専門家としての高い見識と他の企業における社外取締役としての経験を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ② エリオ ボティン氏につきましては、銀行経営者としての豊富な経験と特にリテール業務に関する高い見識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ③ 伊藤侑徳氏につきましては、国際金融に関する見識と豊富な経験、銀行業務に関する知識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ④ 可児滋氏につきましては、リスク管理分野における見識と銀行業務に関する幅広い知識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ⑤ フレッド H. ラングハマー氏につきましては、経営者としての豊富な経験と消費者関連業務における高い見識を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ⑥ 榎原稔氏につきましては、経営者としての豊富な経験と企業経営に関する高い見識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ⑦ 長島安治氏につきましては、弁護士として専門的な知識・経験等を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ⑧ ルイ A. ノ氏につきましては、経営者としての豊富な経験と内部管理に関する幅広い知識を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。

- ⑨ 小川信明氏につきましては、弁護士として専門的な知識・経験等を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
 - ⑩ 高橋弘幸氏につきましては、企業監査に関する高い見識と幅広い分野に亘る業務経験を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
 - ⑪ ジョン S. ワズワース Jr. 氏につきましては、投資銀行業務における幅広い知識・経験等を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- (2) 社外取締役候補者が最後に選任された在任中に当該株式会社において法令又は定款違反する事実、並びに当該事実発生の予防のために当該候補者が行った事実行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為について

当行は平成19年3月28日に、個人向け金融商品の宣伝用チラシ（平成18年8月から平成18年10月に使用）が不当景品類及び不当表示防止法に違反するとして、公正取引委員会より排除命令を受けました。

社外取締役候補者マイケル J. ホブキン、エミリア ボティン、可児滋、フレッド H. ラングハマー、榎原稔、長島安治、ルイ A. ノ、小川信明、高橋弘幸、ジョン S. ワズワース Jr. の各氏は、日頃より取締役会や監査委員会（監査委員：高橋弘幸、可児滋、長島安治、小川信明の各氏）において法令遵守及びそのための体制整備の重要性について注意を喚起しておりました。個人向けの広告等については公正取引委員会が調査を開始していることを含め問題となっている事実や自主的な改善の状況等について、取締役会及び監査委員会において報告を受け、注視してまいりました。排除命令受領前の取締役会においては、業務執行陣から報告を受けるとともに、監査委員会からは、排除命令が発せられた場合には厳正に対処し、お客さま保護態勢整備に向けた内部管理体制の見直しを行うよう要請がなされました。また、排除命令受領後の取締役会においても、業務執行陣から報告を受けるとともに、再発防止策として導入された当行の広告について消費者の視点からのチェックを受ける「消費者広告チェック制度」に留まらず、内部のチェック体制を充実させるよう要請を行いました。取締役会における議論を通じ、同様な事案が発生しないよう予防措置を取ることの必要性を確認いたしました。

- (3) 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の執行役又は取締役、監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実、その他不当な業務執行が行われた事実、並びに当該候補者がその事実の発生予防及び発生後の対応として行った行為について

榎原稔氏が取締役をつとめている三菱UFJ証券株式会社は、平成17年7月（当時三菱証券株式会社）に行った法人関係情報に基づいて自己の計算において有価証券の売買をする行為（証券取引法で定められている証券会社の禁止行為）により、平成19年1月に金融庁から業務改善命令を受領しました。同氏は本件が発覚するまで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から法令遵守の重要性を強調し、不当な業務執行の防止に努めておりました。また、本件発覚後は、取締役会において経営陣が策定した業務改善策を監督し、必要な意見を述べております。

- (4) 社外取締役候補者が過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与していない候補者であっても、社外取締役として職務を適切に遂行することができるものと当行が判断した理由について
- ① マイケル J. ホズキン氏につきましては、経済学者として高い見識を有しており、また、他社での社外取締役の経験も豊富であることから、当行の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるかと判断しております。
 - ② 長島安治、小川信明の両氏につきましては、弁護士としての専門的見地から企業法務に関して高い実績をあげていると共に、豊富な経験を有しているため、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるかと判断しております。
- (5) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
- ① マイケル J. ホズキン、榎原稔、小川信明の各氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって7年4ヶ月であります。
 - ② エミリオ ボッティン氏の社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結時をもって7年2ヶ月であります。
 - ③ 可児滋、長島安治の各氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって3年であります。
 - ④ フレッド H. ラングハマー、ルイ A. ノ、ジョン S. ヴァルナス Jr. の各氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって2年であります。
 - ⑤ 高橋弘幸氏の社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結時をもって1年であります。
- (6) 社外取締役との責任限定契約の内容の概要について
- 社外取締役候補者マイケル J. ホズキン、エミリオ ボッティン、可児滋、フレッド H. ラングハマー、榎原稔、長島安治、ルイ A. ノ、小川信明、高橋弘幸、ジョン S. ヴァルナス Jr. の各氏は当行と会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結しております。その内容は任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定するものとし、当行に損害を与えた場合、社外取締役が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとなっております。上記10名の再任が承認された場合、当行は10名各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
- また新任社外取締役候補者の伊藤侑徳氏は、取締役に選任された場合、当行と上記と同じ内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第2号議案 当行及び当行子会社の役職員等に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当行及び当行子会社の取締役、執行役、従業員並びに当行のシニア・アドバイザーに対してストックオプションとして発行する新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の募集事項の決定を取締役に委任することについてご承認をお願いするものであります。

1. 金銭の払込みを要しないで募集を行うことを必要とする理由

当行グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、当行グループの企業価値の向上を図ることを目的とし、当行及び当行子会社の取締役、執行役、従業員並びに当行のシニア・アドバイザーに対し本新株予約権を無償で発行するものであります。

なお、当行取締役会は、下記「3. 新株予約権の募集事項」としてご承認いただいた範囲内で、行使期間及び行使条件が異なる新株予約権を発行できるものとします。

2. 新株予約権割当の対象者

当行及び当行子会社の取締役、執行役、従業員並びに当行のシニア・アドバイザーに対し本新株予約権9,000個を上限として割当てるものとします。

3. 新株予約権の募集事項

(1) 募集新株予約権の数の上限

9,000個を上限とする。

(2) 募集新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個につき当行普通株式1,000株

なお、当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式の併合、分割又は無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割若しくは吸収分割若しくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される、本新株予約権1個当たりの財産（金銭に限る。）の価額は、次により決定される1株当たりの出資価額（以下、「行使価額」という。）に①に定める本新株予約権1個につき交付される当行普通株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の各日（取引が成立していない日を除く）の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が割当日の終値を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、本新株予約権割当日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減ずる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割若しくは吸収分割若しくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権割当日から平成30年6月23日までの範囲で、当行取締役会が決定する。

④ 新株予約権の行使の条件

- (i) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。
- (ii) 本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (iii) その他の条件については、本株主総会及びその後の当行取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑥ 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡するときは当行取締役会の承認を要するものとする。

⑦ 新株予約権の取得

- (i) 当行が消滅会社となる合併契約が当行株主総会で承認された場合、又は、当行が行う株式交換又は株式移転に係る株式交換契約又は株式移転計画が当行株主総会で承認

された場合であって、当行取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当行は当該日に本新株予約権を無償で取得する。

- (ii) 本新株予約権は、本新株予約権の割当を受けた者が、④(iii)の「新株予約権付与契約」に定める条件を満たさない状態である場合等、本新株予約権を行使できない状態にある場合であって、当行取締役会が取得の日を定めて当該本新株予約権を取得する旨決議したときは、当行は当該日に当該本新株予約権を無償で取得する。

⑧ 組織再編に伴い交付されうる新株予約権

当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。

この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

(i) 新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式

(ii) 新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。

調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

(iii) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。

調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(iv) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

(v) 譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(3) 新株予約権の払込金額

無償で発行するものとし、金銭の払込を要しない。

第3号議案 自己株式（甲種優先株式）取得の件

公的資金の一部もしくは全額の返済を行うための柔軟性を確保するため、会社法第156条第1項の規定に基づき、甲種優先株式（発行済株式数74,528,000株）の一部又は全部の買取実施のための枠の設定の承認をお願いするものであります。

1. 取得する株式の種類：当行甲種優先株式
2. 取得する株式の数：甲種優先株式全株（74,528,000株）を上限とする
3. 株式を取得すると引換えに交付する金銭等の内容及びその総額：2,250億円を上限とする
4. 株式を取得することができる期間：2007年6月20日開催の第7期定時株主総会終結の時から強制転換日（2008年4月1日）の前日まで

以 上

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用することが可能です。
【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成19年6月19日（火曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること。
- ② パソコンを用いて議決権を行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 5.5以上またはNetscape 6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③ 携帯電話を用いて議決権を行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。Netscapeは、米国及びその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】0120-186-417（24時間受付、通話料無料）

以上

会場ご案内図

- 会 場 東京都千代田区内幸町二丁目1番8号 新生銀行 本店1階 新生ホール
- 最寄り駅
- ・地下鉄—東京メトロ 日比谷線 霞ヶ関駅 (C4出口より徒歩約1分)
 - 東京メトロ 丸ノ内線 霞ヶ関駅 (B2出口より徒歩約5分)
 - 東京メトロ 千代田線 霞ヶ関駅 (C4出口より徒歩約1分)
 - 東京メトロ 銀座線 虎ノ門駅 (9番出口より徒歩約6分)
 - 都 営 三 田 線 内幸町駅 (A7出口より徒歩約2分)
 - ・ J R 線—新橋駅 (日比谷口より徒歩約10分)

